

第47号
2010.8.16

発行：自治労
木古内町職労教宣部



職場新聞ニュース

この時期になると必ず放送される戦争特集。特にNHKでは戦争証言プロジェクトとして「ルソン島 悲劇のゲリラ討伐作戦」や北海道特集「北海道～戦後65年」などが連日のように放映されている。今一度平和の意味あいを考えるために、ご覧になっては。

人勧の課題と今後の対応方針を確認

役場・病院・老健で開催の緊急職場集会で

8月12日行った人事院勧告の概要説明の緊急職場集会には、総勢40名の組合員が参集し、年間ベースでの賃金を確保していくという今後の方針を確認しました。

集会では、・56歳以上の行政(一)6級以上在級者の Δ 1.5% ・さらに40歳以上者について Δ 0.1% ・一時金(ボーナス)は Δ 0.2月=現行4.15月→今後3.95月に ・4月からの分を減額調整する ・定年年齢を平成25年度から段階的に65歳まで引き上げ、それに伴い60歳台給料水準の引き下げや50歳台給与の見直し検討 など、人事院勧告の概要について説明。じゃっかんの質疑の後、独自削減が行われている当町の状況を踏まえ年間ベースでの賃金を確保するよう対応していくとの、昨年同様の方針を全体で確認しました。

このなかで、○独自削減圧縮との関連は？ ○定年延長による具体の制度は？ などの質疑が出され、一定答弁するとともに詳細を確認のうえ対応しつつ情報提供をしていくこととしました。

今後、人勧に対する政府の対応、北海道人事委員会による勧告と北海道の対応などを経て当局から具体的な提案が出されます。今人勧内容の1年先送りを含む年間ベースでの賃金確保の方針を一定執行部に一任しながら対応していくことを確認していただきましたので、地方本部・道本部と連絡をとりながら自治労方針に沿い、対応していきます。

なお、中央段階では、勧告を受けて自治労も参加している公務員連絡会が、・50歳台後半層の給与引き下げを行わないこと ・段階的な定年延長ができるよう検討作業を行うこと ・公務員の労働基本権、団体交渉に基づく賃金・労働条件決定制度を確立するため次期通常国会で関係法令を改正すること などとした要求書を、官房長官、総務大臣、厚生労働大臣の三者に提出しています。

まちづくりを考える 自治研集会に参加しませんか？

自治労は、地方自治の研究、実践などを通じてまちづくりや地域課題の解決などを行うため、自治研活動に取り組んでいます。この自治研運動から、ゴミの分別収集やリサイクルなど、様々な取り組みが生まれてきているんです。

当町職労でも2年ほど前から、サケ稚魚の放流とそ上体験などを町内の子どもたちと一緒に亀川で行うことにより、自然環境を守り理解を深める運動を行っています。

今年は、下記の日程で「渡島地方本部自治研集会」「北海道自治研集会」がそれぞれ開催されます。担当執行部と一緒に参加してみませんか？

参加希望は落合書記か最寄りの執行部まで。若年者、年配者問わず歓迎!!

◆渡島自治研集会(防災講演会)

○とき 9月4日(土)13時半～19時くらい
※懇親交流会あり

○ところ 森町旧砂原町
道の駅【つど～るプラザさわら】



◆北海道自治研集会

○とき 9月10日(金)13時～11日(土)12時
※1日のみの参加でも可

○ところ 厚沢部町 ※宿泊は乙部町

衆議院議員逢坂誠二氏オフィシャルサイト

「徒然日記」8/11号より抜粋

<http://www.ohsaka.jp/>



衆議院議員 逢坂誠二オフィシャルサイト
SEIJI OHSAKA OFFICIAL WEB SITE

■人事院勧告

昨日、人事院勧告が行われています。今年は、マイナス勧告です。勧告直後に給与関係閣僚会議が開かれていますが、勧告の扱いはまだ決まっていません。勧告どおり実施すべきとの意見と、勧告を深掘りをしてさらに削減すべきことを示唆するような意見があったようです。

私は、やはり勧告を尊重すべきなのが筋だと考えています。

しかし、勧告本来の役割を度外視するなら、それ相当の理由が必要ですし、様々なことを想定した周到な準備が必要だと思っています。これは簡単なことではありません。昭和57年に勧告を凍結したことがありますが、私はその次年度から給与担当を3年務めています。最終的に、その凍結幅を回復していますが、そのときの混乱ぶりは鮮明です。もしマイナス幅を広げるならば、最大の慎重さを持って進めるべきだと感じています。

また別の側面ですが、人事院勧告は、官民格差の解消が一つの柱になっています。しかし、この考え方で、今の情勢のなかで本当に良いのかどうか、再考すべき時期に来ていると感じています。公務員給与には、あまり景気経済の変動に左右されない、安定さが必要なのではないかと感ずるのです。またあまりにも顕著な地域格差も如何なものかと思っています。これらの問題は、勧告制度全体の問題であり、今回の勧告とは直接関係がありません。しかし、今後、考慮すべき重要なポイントだと思っています。

いずれにしても今回の勧告を受けて、12月1日の手当支給の基準日には、法律が機能している必要があります。そのためには、改正法案は10月末には国会に提出されていなければ、間に合わない可能性があります。これから突っ込んだ議論に拍車がかかります。

おもしろいサイトを見つけました

自治労北海道本部組織化担当オルガナイザー吉田雅人さんのblog

「おしゃべり王様の説教部屋」

ん～さすがオルグだけあって、含蓄ある内容だわ・・・

■たのしい自治労

そもそも労働組合はたのしいのである。

労働組合は「民主主義の学校」と言われる。この表現は正しいのだろうか。大体、現代の「学校」は民主主義が確立されているのだろうか。「学校そのもの」に民主主義がないのに「民主主義の学校」とは愉快だ。なぜ、「労働組合は民主主義の学校」なのだろうか。

民主主義とは何なのだろうか。はっきり言って「面倒くさい」ことだ。一つの社会や時代の全ての人の考えや欲求を一つにまとめて方向性を見出す。まあ、そんなところが民主主義ではないか。私の住む王国ではあり得ないが。本来、日本という国や北海道という地域も民主主義である「はず」だ。一般的には「選挙で選ばれたから住民の声を代表する人」が「多数決」によってモノゴトを決めているので「民主主義だ」と言っているような気がする。本当にそうなのか。

Air-Doという北海道版航空会社がある。経営は厳しい。北海道は財政が厳しく職員の人件費を削減しているのにこのローカル会社に補助金を何億も出している。私は、補助金を出すのは結構だと思うが、堀知事や道議会から「王様、出していいですか」と聞かれたことはない。かなり前になるが消費税という税が導入された。当時の総理大臣や国会議員から「王様、導入してもいいですか」と聞かれたことはない。

労働組合も「民主主義」を装っている。モノゴトを決めるときは会議を持つ。四役会議。執行委員会。分会会議。職場集会。定期大会。色々あるが、一応、全体に周知し、時には「委任状」も取り議案を提案し、承認を得る。極めて「民主的」だ。

でも、本当にそうなのか。欠席したい人、その場にいたけど言えない人、組合に入っていない職場の人。こういう人の意見はどうなる。「そんなのいちいちやっつけられないよ」。そう、総理大臣も知事も国会議員も道議会議員も皆んなそうなのだ。100%はあり得ない。

それでも多くの人の気持ちを声を意見を苦しみを集めて「全体の中に反映しよう」とするのが「組織」の役目だ。労働組合はそれを実践しなければならない。自治労はそれをやろうとしているのか。やろうとしているのなら自治労に人が集まるだろう。組合員以外の人にも理解されるだろう。

たのしい自治労になるために何ができるのだろうか。